新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の

委託契約締結に関する委任状

提出日：令和　　　年　　　月　　日

代理人：　一般社団法人福島県医師会（会長　佐藤　武寿）

委任者

①　医療機関名　　：

②　医療機関コード：

③　郵便番号　　　：

④　住所　　　　　：

⑤　電話番号　　　：

⑥　代表者氏名　　：

当院は、一般社団法人福島県医師会に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

○　新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査又は抗原検査の実施について、福島県、福島市、郡山市又はいわき市からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

○　当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの県等に対する表明

　　　なお、「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」（令和４年６月２０日付け事務連絡）も参考にしつつ、実情に応じて効果的な感染対策を実施します。

自院で実施する検査の検体採取方法について、□にチェックをつけてください。（※複数選択可）

　□ＰＣＲ検査（鼻咽頭・鼻腔）

□ＰＣＲ検査（唾液）

　□抗原定性検査（鼻咽頭・鼻腔）

　□抗原定性検査（唾液）

　□抗原定量検査（鼻咽頭・鼻腔）

□抗原定量検査（唾液）

検体採取方法に応じた感染対策を講じる必要がありますので、以下の内容を確認の上、□にチェックをつけてください。

１　PCR検査（唾液、鼻腔拭い液（患者が自己採取したもの））又は抗原検査（唾液、鼻腔拭い液（患者が自己採取したもの））に係る委託契約を希望する場合

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

□　疑い例が他の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けること。

□　必要な検査体制が確保されていること。

□　医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

　　・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

（前述のチェックに加え、以下の□に追加でチェックがつくことが必要）

２　１に加え、PCR検査（喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）等の唾液及び鼻腔拭い液（患者が自己採取したもの）以外の検体）又は抗原検査（鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）、鼻咽頭拭い液）も実施することを希望する場合

□　医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。また、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。